

第 13 号議案 神戸国際港都建設計画 生産緑地地区の変更について
(道場 23 生産緑地地区ほか 6 地区)

計 画 書

神戸国際港都建設計画生産緑地地区の変更 (神戸市決定)

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面 積
約95.79ha

1. 都市計画生産緑地地区中、伊川谷124生産緑地地区、北別府31生産緑地地区、玉津148生産緑地地区の計 3 地区を削除する。
2. 都市計画生産緑地地区中、道場23生産緑地地区ほか 3 地区を次のように変更する。

名 称	面 積
道場 23 生産緑地地区	約 0.28ha
有野 29 生産緑地地区	約 0.14ha
有野 76 生産緑地地区	約 0.08ha
北別府 48 生産緑地地区	約 0.16ha

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

生産緑地地区とは、市街化区域内にある都市農地を計画的に保全して良好な都市環境を形成することを目的に都市計画に定めることができる地区である。

本市では、1991年の生産緑地法の改正に伴い、1992年に緑地機能の優れた農地等について、計画的な保全を図るため、生産緑地地区の都市計画決定を行った。

このたび、既存の生産緑地地区のうち、生産緑地法第10条第 1 項及び同条第 2 項の規定に基づく買取りの申出があり、同法第14条の規定に基づき行為の制限が解除された生産緑地地区について、適正な保全を図ることが困難となるため、削除又は変更を行う。

(参考) 変更の概要

1. 変更内容

農地として保全することが困難となった生産緑地地区の削除・変更

地区名称	変更前	変更後	増減	備 考
道場 23 生産緑地地区	約 0.39ha	約 0.28ha	△約 0.11ha	変更
有野 29 生産緑地地区	約 0.14ha	約 0.14ha	△約 0.00ha	変更
有野 76 生産緑地地区	約 0.32ha	約 0.08ha	△約 0.24ha	変更
伊川谷 124 生産緑地地区	約 0.51ha	－	△約 0.51ha	削除
北別府 31 生産緑地地区	約 0.20ha	－	△約 0.20ha	削除
北別府 48 生産緑地地区	約 0.27ha	約 0.16ha	△約 0.11ha	変更
玉津 148 生産緑地地区	約 0.13ha	－	△約 0.13ha	削除
削除：3 地区、△約 0.84ha 変更：4 地区、△約 0.46ha				

2. 変更前後対照表

	変更前	変更後	増減
地区数	496 地区	493 地区	△3 地区
面 積	約 97.09ha	約 95.79ha	△約 1.30ha